

⑩ <<農林水産業>>国家戦略特区等にかかる検討要請回答

	提案主体の氏名又は団体名	提案名	具体的な事業の実施内容	事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・関係府省庁	各府省庁からの検討要請に対する回答
1	養父市	鳥獣の罨捕獲時における止めさしの空気銃使用に関する特例措置について	<p>○日の出前及び日没後においては、銃器を使用した鳥獣の捕獲等をしてはならない。</p> <p>○ジビエ利用が推進されている中、より新鮮な状態で血抜き処理等を行うために、罨による捕獲時に携帯端末に連絡が入るようなシステムも開発されているものの、日の出前及び日没後に銃器の使用ができないことから、罨にかかった鳥獣を日の出まで放置しなければならず、また罨の中で暴れることで別添写真のように内出血を起こし、ジビエ肉としての価値が無くなってしまふ。</p> <p>○養父市においては、シカの年間捕獲量年間に約3500頭のうち、罨による捕獲は約2500頭。シカは夜行性であることから、2500頭のほとんどは夜に捕獲されるものと推察できる。その内約200頭はジビエ活用されており、規制緩和がなされれば、日の出前の時間を有効活用でき、ジビエ活用頭数が増加すると思慮。</p> <p>○罨にかかった鳥獣(シカ、イノシシ)の止めさしに「空気銃」を使用しての殺処分するものに限る、日の出前及び日没後の銃器使用の特例措置を求めるもの。止めさしの方法については、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」第38条1項2項3項にかからなければ(日中でかつ山奥であれば)ライフル銃や散弾銃、空気銃などの銃器を使用。第38条2項3項にかかる場合(住宅等が近い)であれば刃物や鈍器を使用しての殺処分を行っているが、後者の方法については捕獲者が怪我をする等の前例があり危険。</p> <p>○罨の止めさしであれば、周囲や背後の地形を知った場所での発射になるので、安全な角度、方向での発射が可能。空気銃であれば発射音はほとんどしないので銃声による生活被害もない。</p>	日の出前及び日没後においては、銃器を使用した鳥獣の捕獲等をしてはならない。	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年7月12日、法律第88号)第38条第1項	罨にかかった鳥獣の空気銃を使用しての止めさしに限り、日出前及び日没後においても銃器(空気銃)の使用を認める	環境省	<p>○鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年7月12日、法律第88号、以下「鳥獣保護管理法」という)第38条は、銃猟が弾丸の発射を伴い、特に人間の身体又は生命に対する危険があることから、危険を防止し、公共の安全を維持するため、銃猟の制限を規定しているものです。本条第1項においては、日出前又は日没後が、対象をはっきりと判別することが困難で、銃砲の発射により人間に危害を生ずるおそれもあるため、このような時の銃器を使用した鳥獣の捕獲等を禁止しています。</p> <p>○「具体的な事業の実施内容」に「罨の止めさしであれば、周囲や背後の地形を知った場所での発射になるので、安全な角度、方向での発射が可能。」と記載されていますが、そのような論拠はなく、人間の身体又は生命に対する危険を防止する観点から、本提案による規制緩和は適切でないと考えます。</p>
2	北海道 河西郡更別村	スマート一次産業イノベーション特区	<p>○スマート一次産業イノベーション関連</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. ロボット無人トラクターによる公道走行 2. 管制システム実証実験(ドローン機体管理) 3. ドローン活用有害鳥獣駆除対策 4. ドローン活用による牛追い技術の確立 5. 大規模農業のドローンによる生産管理 6. 林業ドローンセンシング技術確立 7. 水中ドローンによる検査点検の無人化 <p>イノベーション技術の横展開事業関連</p> <ol style="list-style-type: none"> 8. 搜索機能への活用(防災・福祉) 9. 管制システムと遠隔医療×物資輸送の連結化 10. ドローン教育の実施 11. 農業ドローンを災害用ドローンへシフト 12. 十勝スピードウェイを活用したドローンスポーツ <p>ドローンを活用した様々な取組みを推し進め、農林水産業IoT先進技術の確立と普及を目指す。</p> <p>○農業支援外国人受入関連</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 最先端技術の早期実践導入に向けて外国人労働者確保 <p>農業支援外国人受入関連の横展開</p> <ol style="list-style-type: none"> 2. 商工業、福祉関連分野への外国人労働者受入 <p>○農家への地域交通確保</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 白タク事業の実施(タクシー不足解消) <p>○農地を軸とした地域活性化(農地利用促進関係)</p>	トラクターの被牽引車輛(作業機械のスプレーヤー、ハーベスタ等)は道路運送車両法における「型式認定を受けている」必要があり道路運送車両の被牽引車輛が公道を走行する装備を満たしていないと、違法車輛の走行となります。	道路運送車両法(道路運送車両の保安基準)道路交通法第85条4項	既存の被牽引車輛の殆んどは、型式認定を受けていない。農家の既存機械での公道走行はできません。(被牽引車輛を自走式の単独走行できるものへと機械の入替をする。若しくは、被牽引車輛のすべてを型式認定する等の対応等が必要と考えます。)	国土交通省	被牽引車輛を公道で走行させるには、道路運送車両の保安基準に適合していれば良く、型式認定を受けている必要はありません。
3	茨城県	課題解決とイノベーション創出の拠点(茨城発第4次産業革命)	<p>◆魅力ある狩猟者の育成特区(鳥獣害に強い狩猟者養成事業)</p> <p>農業高校、農業大学校等で月4回程度の特別講座を実施し、鳥獣による農業被害、鳥獣の習性・生態、地域や農地を鳥獣から守る対策方法、有害鳥獣の捕獲等対策を身につける。習熟度試験(狩猟免許試験における適性試験・技能試験・知識試験に相当)に合格すれば、修了認定し、わな猟免許を交付。受講対象者は高校生以上。免許取得は法定年齢。</p>	狩猟免許試験 狩猟免許を受けようとする者は、申請書を提出し、狩猟免許試験を受け、合格しなければならない。 狩猟免許試験を行う場所及びその期日、免許申請書の提出期間その他必要な事項を公示しなければならない。	鳥獣保護管理法第41条、第43条、第48条 鳥獣保護管理法施行規則第51～55条	特別講座の修了認定を受けた者を狩猟免許試験合格とみなし、狩猟免許(わな猟)を交付する。 特別講座の実施はWebページ等で周知する。	環境省	提案された内容については、近年高齢化が進む鳥獣の捕獲従事者の確保・育成に貢献するものと考えられる。 ただし狩猟免許(わな猟)については現行法で狩猟を安全かつ適正に行うための猟具の取扱い、鳥獣の識別、関係法令の知識と狩猟道徳を備えていることが必要であることから免許取得可能年齢を18歳以上としているところである。本事業の対象者を高校生以上(16歳以上)とすることについては、わな猟において狩猟事故が発生していることや、他の資格制度との比較等を踏まえ、慎重に検討する必要があると考える。また、狩猟免許の交付にあたっては、都道府県が実施する狩猟免許試験の合格者と同等程度の知識・技能・適性を有している必要があることから、特別講座の修了認定の仕組み・基準、習熟度試験の内容については、詳細な検討が必要と考える。加えて、法定年齢(18歳)に満たない高校1、2年生が受講し、修了認定を受けた場合、法定年齢に達して免許を交付するとのことだが、修了認定から免許交付まで時間が空くことから、知識や技能を維持するための対策も検討する必要がある。 また、狩猟免許申請時に必要な事項(医師の診断書の提出)などについて、現行制度との整合性等も考慮の上、検討する必要がある。
4	茨城県	課題解決とイノベーション創出の拠点(茨城発第4次産業革命)	<p>◆魅力ある狩猟者の育成特区(ベテランハンター認定事業)</p> <p>免許取得以降無事故無違反かつ認定年度に有害鳥獣捕獲に携わった狩猟者をベテランハンターに認定し、6年間の有効期間を持った狩猟免許を交付。運転免許証に準じ、認定対象者の年齢は71歳未満。</p>	狩猟免許の有効期間 更新後の狩猟免許の有効期間は3年。	鳥獣保護管理法第44条第2項	狩猟免許の更新の際に、無事故無違反かつ次のいずれかに参加した者の狩猟免許の有効期間を6年間とする。 ・市町村の実施する有害鳥獣捕獲 ・指定管理鳥獣捕獲等事業	環境省	<p>狩猟に必要な視力や運動能力等の適性は、狩猟免許を受けた後、時間経過に伴い変化することがあるため、定期的に適性を再確認する必要がある。このため、狩猟免許には有効期間が定められ、都道府県知事が行う適性検査に合格すれば、その有効期間を更新することが可能となっている。特に狩猟免許取得者のうち、60歳以上が6割を占めており、老化等による身体的変化があったのかどうか、また、無事故無違反であったとしても、該当者がどの程度狩猟の実績があったのか人によってそれぞれ異なる。</p> <p>現在、被害を及ぼす鳥獣の捕獲を一層強化していくことが求められているが、その一方で、一般人を巻き込む狩猟(銃猟・わな猟)中の事故が毎年発生している。今後捕獲を推進していく上では、狩猟における安全対策がますます重要となっており、狩猟免許の有効期間を延長することは、これらの者に係る狩猟の適性を確認し、不適格者を発見する機会を減少させることになるため、狩猟における安全確保の観点から、現状においては適切ではないと考えている。</p> <p>なお、有害鳥獣捕獲等の従事者については、狩猟税の減免措置などの経済的負担の軽減も図っているところであり、これらの取組を引き続き進めたいと考えている。</p>

⑩ <<農林水産業>>国家戦略特区等にかかる検討要請回答

	提案主体の氏名又は団体名	提案名	具体的な事業の実施内容	事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・関係府省庁	各府省庁からの検討要請に対する回答
			森林経営計画の区域要件を緩和し、民間企業が森林経営計画の策定を推進して地域の森林経営に積極的に参画する。	<p>・民間企業は、森林組合に比べ森林所有者に関する情報量不足や施業実績が乏しく森林所有者の同意が得られにくいことなどから、森林経営計画の策定要件を満たすことが困難。</p> <p>・具体的には、属地計画(区域計画)策定要件の「一定区域において30haの面積規模を確保する」ことが困難(※)。</p> <p>※ 森林経営計画(属地計画/区域計画)の対象森林は、「当該森林を含む区域(路網の整備の状況その他の地域の事情からみて造林、保育、伐採及び木材の搬出を一体として効率的に行うことができると認められるものとして市町村森林整備計画において定められている区域に限る。)において三十ヘクタール以上」と定めている。</p>	森林法施行規則第33条第1号	森林経営計画(属地計画(区域計画))の対象森林を「当該森林が三十ヘクタール以上であること。」に緩和する。	林野庁	<p>森林経営計画は小規模零細な所有構造にある我が国の森林において、経営管理の集積・集約化を図り、面的なまとまりを持って効率的かつ持続的な経営管理を実現し、森林の有する多面的機能を十全に発揮することを目的としています。</p> <p>このため、区域計画においては、地形その他の自然的条件や路網整備等の地域の事情からみて造林、保育、伐採及び木材の搬出を一体として効率的に行うことができると認められる一定の区域において、森林を集積・集約化することを要件としています。この区域計画における一定区域は、浜松市自身が策定する市町村森林整備計画において定めることとされていることから、造林、保育、伐採及び木材の搬出を一体として効率的に行うことができると認められるのであれば、区域の見直しを検討いただければと思います。</p> <p>なお、森林経営計画制度においては、単独の者では面積要件を満たせない状況も想定しており、提案のケースにおいても、他の森林所有者等と共同で区域計画を作成することも可能です。</p>
				<p>・民間企業は、森林組合に比べ森林所有者に関する情報量不足や施業実績が乏しく森林所有者の同意が得られにくいことなどから、森林経営計画の策定要件を満たすことが困難。</p> <p>・具体的には、属人計画策定要件の「100ha以上であること」が困難(※)。</p> <p>※ 森林経営計画(属地計画/区域計画)の対象森林は、「当該森林経営計画の対象とする森林が、森林の経営の実施の状況からみて同一の者により造林、保育、伐採及び木材の搬出を一体として効率的に行うことができると認められる場合 100ヘクタール以上」と定めている。</p>	森林法施行規則第33条第2号	森林経営計画(属人計画)の対象森林を「森林経営管理法に定める林業経営者(意欲と能力のある林業経営者)については、50ヘクタール以上であること。」に緩和する。	林野庁	<p>森林経営計画は小規模零細な所有構造にある我が国の森林において、経営管理の集積・集約化を図り、面的なまとまりを持って効率的かつ持続的な経営管理を実現し、森林の有する多面的機能を十全に発揮することを目的としています。</p> <p>このため、属地計画(林班計画又は区域計画)により、一定の区域内で面的まとまりを確保した計画とすることを基本としつつ、経営規模が相当程度大きい場合であって、同一の者が効率的かつ持続的に経営を行うことが可能であるときには、属人計画として森林経営計画の策定が特例的に認められているものであり、属人計画の面積要件を引き下げることが適当ではないと考えます。</p> <p>なお、提案のケースについては、浜松市自身が策定する市町村森林整備計画において対象区域を見直すことにより、属地計画(区域計画)の策定も可能となると考えられますので、ご検討いただければと思います。</p>
5	浜松市	国土縮図型都市における持続可能な都市経営モデル特区	機動的かつ効率的な森林整備による森林の多面的機能の強化並びに素材生産量の拡大等に向け、以下の3事業を推進する。 【1】組合員以外の事業の拡大 一森林組合が、地域全体の森林整備を加速・拡大するため、組合員に対する事業分量を超えて①他の森林組合が実施する森林施業の下請け、②区域外における森林施業、③組合員以外の者に対する事業を実施する。	森林組合法により、1事業年度における事業について、組合員以外に対して実施する事業の分量の額は、組合員に対して実施する事業の分量の額を超えてはならないと規定されているため、1事業年度における組合員以外に対する事業実施が制限されている。	森林組合法第9条第8項	一森林組合が、他の森林組合の区域において実施した事業のうち、市が認可した事業については当該法令における「事業の分量の額」の対象外とする。	林野庁	<p>森林組合法第9条第8項は、組合員並びに他の森林組合及びその組合員(以下「組合員等」といいます。)以外の者が利用することができる事業の分量を制限するもの(以下「員外利用制限」といいます。)です。</p> <p>そのため、森林組合が区域外において実施する事業(提案②)であっても、他の森林組合が実施する森林施業の下請け(提案①)など、他の森林組合及びその組合員に対して実施するものについては、員外利用制限の対象となるものではありません。</p> <p>一方で、組合員等以外の者に対して実施する事業(提案③)については森林組合の区域内・区域外にかかわらず、原則として員外利用制限の対象となります。ただし、森林組合法第9条第9項において、国、地方公共団体等に係る森林施業等一定の事業については、組合員のためにする事業の遂行を妨げない限度において、員外利用制限の対象外とすることができるとされていますので、想定されているケースによっては員外利用も可能となっています。</p>
			【2】林業普及指導員の設置 高度で多様な技術や知識を的確に林業現場に普及する林業普及指導員を本市に置き、機動的かつ高度な市町村主体の森林整備を推進する。	森林法において、「都道府県に林業普及指導員を置き、その都道府県の職員をもって充てる」と規定されており、市町村職員は林業普及指導員になることができない。	森林法第187条第1項	市町村にも林業普及指導員を置くことができるよう、林業普及指導員の資格要件を拡大する。	林野庁	<p>林業普及指導員は、試験研究機関による研究成果の現場実証、林業に関する技術・知識の普及及び森林施業に関する指導、都道府県下の各市町村の市町村森林整備計画の作成及び達成に必要な技術的援助の協力等を行っており、全国で統一した水準を保ちつつ、都道府県における森林・林業に関する施策との一体性を確保するとともに、都道府県の研究・教育・行政機関との円滑な連携を図りながら活動する必要があることから、都道府県に設置することとしているところです。</p> <p>浜松市に関しては、静岡県が浜松市天竜区のみを所管する組織(西部農林事務所天竜農林局)に林業普及指導員4名を配置しているところであり、天竜地域の森林や林業を踏まえた普及指導事業がなされ得るものと考えています。また、職員の技術的水準を保つための県立の試験研究機関との連携についても適切に行われるものと考えています。</p> <p>なお、市職員も受験資格があり、資格を取得することは可能であり、静岡県の普及指導事業との連携を図りつつ、市町村の主体的な活動を行っていただくことは可能です。</p>
			【3】森林組合職員の事務作業の軽減 総代の定数を削減し、森林組合職員の総代会に関わる事務作業を軽減する。	森林組合法において、「総代の定数は、その選挙の時に組合員の総数の4分の1(その総数が800人を超える組合にあっては、200人)以上でなければならない」とされている。	森林組合法第65条第3項	総代の定数を組合員の総数の5分の1(その総数が800人を超える組合にあっては160人)以上に緩和する。	林野庁	<p>森林組合は、自発的に結びついた人々による協同組織であり、かつ1人1票であるとの協同組合原則に立脚していることから、森林組合の運営については、本来は、組合員の総意を直接表明する総会において決定することが望ましいものですが、組合員数が増えるにつれて総会の開催が難しくなることから、一定の要件の下、総代会を設置することも認められているところです。</p> <p>したがって、森林組合の職員の事務作業の軽減を理由として総代定数の引下げを行うことは、組合員が直接意見を表明する機会を奪うものであり、協同組合の根幹に関わるものであることから、困難であると考えます。</p> <p>なお、総代会については、本人が出席することに加え、書面又は代理人をもって決議等を行うことができるなどの規定(森林組合法第65条第5項において準用する同法第31条第3項)が措置されているので、この規定を活用していただきたいと思います。</p> <p>また、令和2年の森林組合法改正では、正組合員資格の要件(第27条第1項)を緩和し、総代のなり手ともなる正組合員を確保しやすくなるよう措置したところであり、こうした制度も活用していただきたいと思います。</p>